

# 災害復旧事業(補助)の概要

---

# 災害復旧制度の目的と沿革

## 目的

自然災害により被災した公共土木施設を**迅速・確実に**復旧する。

## 対象施設

河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園

## 沿革

古くは明治14年より予算補助の形での国庫補助。

### 明治32年 「災害準備基金特別会計法」 制定

- ・ 日清戦争の賠償金をもとに災害準備基金を設立

### 明治44年 「府県災害土木費国庫補助に関する件」 制定

- ・ 明治43年の大水害を契機に新たに治水費資金特別会計を設置するため、災害準備基金が廃止されたが、国庫補助制度を継続するために制定。

### 昭和26年 現在の「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が制定

- ・ 「補助」から「負担」へ

### 昭和59年 一部改正

- ・ 対象施設の拡大 …地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道を追加

### 平成10年 一部改正

- ・ 対象施設の拡大 …公園を追加

## 国の査定前でも、災害復旧は可能

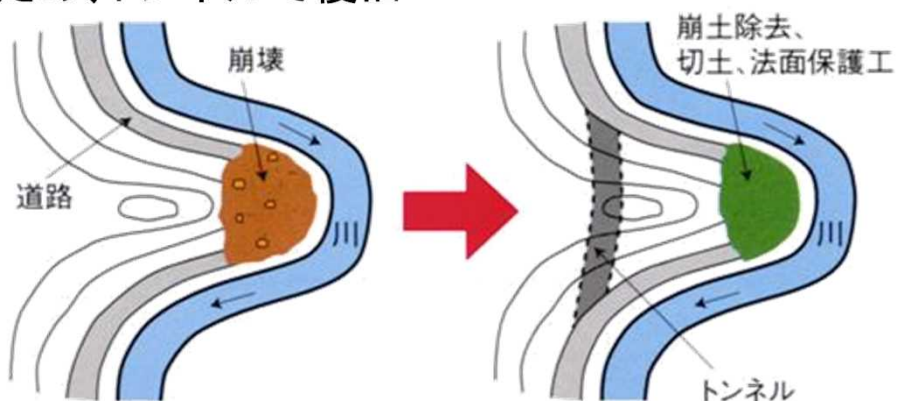
- ▶ 国の災害査定を待たず、被災直後からの復旧工事が可能。
- ▶ 災害査定前に実施した復旧工事も、災害復旧事業に合致するもの全てが国庫負担の対象。
- ▶ 『公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法』は、事業着手について制約するものではない。
- ▶ さらに、仮道、仮締切、欠壊防止など、応急的に施工する必要がある仮工事も国庫負担の対象。
- ▶ 被災箇所の早急な復旧は、施設管理者の責務。

# 原形復旧とは

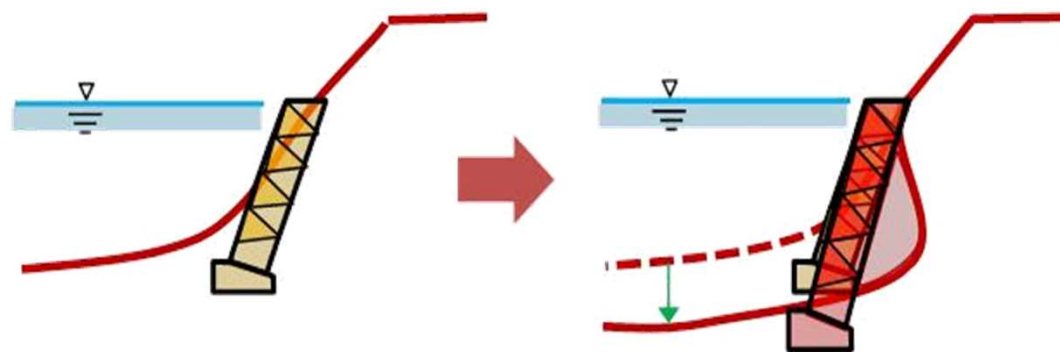
原形復旧とは、従前の効用を復旧するもので、**単なる元どおりではない。**

元どおりの復旧が不適當な場合や困難な場合、形状、材質、寸法、構造など質的な改良を実施。

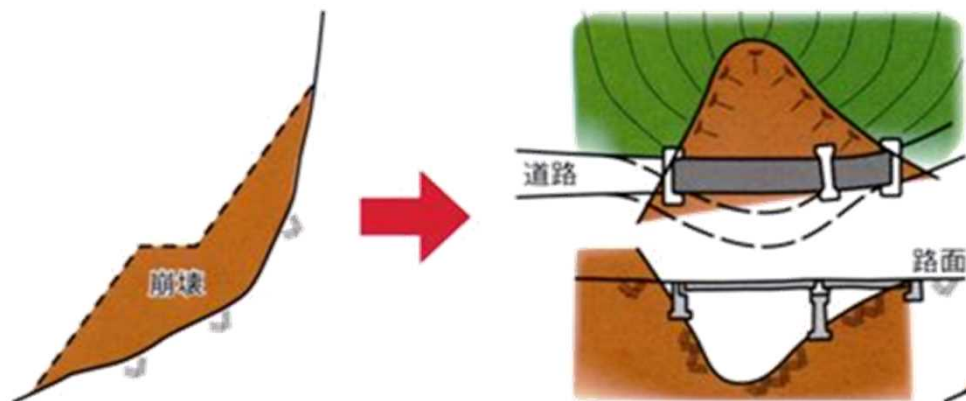
在来の道路位置に復旧することが著しく困難であるため、トンネルで復旧



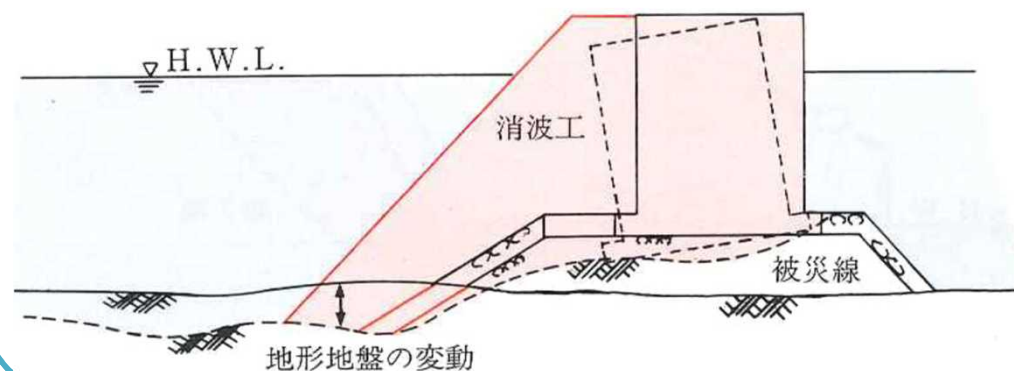
河床の低下により法長を増加



道路を盛土で復旧するのは、著しく困難かつ高価となるため、橋梁で復旧



防波堤全面が洗掘により被災し、防波堤の復旧のみでは不十分なので、消波工を新設



# 原形復旧の事例(その1)

## 河川

**被災** 川岸が洗掘崩壊



**復旧** 新たに多自然護岸を整備  
(完成後2年、植生も戻りつつある)



## 道路

**被災** 国道で地すべりが発生

地すべり状況



落石被災状況



**復旧** 地すべりの規模が大きいため、現道の復旧ではなく、トンネルを新設し  
道路を復旧



# 原形復旧の事例(その2)

## 橋梁

被災前 木橋



被災 洪水により木橋が流出



復旧 現行基準に合わせてコンクリート橋で復旧



## 港湾

被災 防波堤が波浪により被災



復旧 被災波浪に耐える断面形状で復旧



# 災害復旧事業の実績

## 河川

- 復旧箇所：約155万箇所
- 復旧延長(都道府県管理河川)：約83,000km※
- ➡ 都道府県管理河川約11万kmの**3/4**に相当。



※ 左右岸合計、平成10年以降は復旧箇所数から推計

## 道路

- 復旧箇所：約130万箇所
- ➡ 都道府県および市町村管理道路約117万kmに対し、**約900mにつき1箇所**の割合に相当。



## 橋梁

- 復旧箇所：約7万箇所
- ➡ 都道府県および市町村管理橋梁65万橋の**約1割**に相当。



## 港湾

- 復旧箇所：約1万箇所
- ➡ 全国997港湾に対し、**1港湾につき10箇所**の割合に相当。



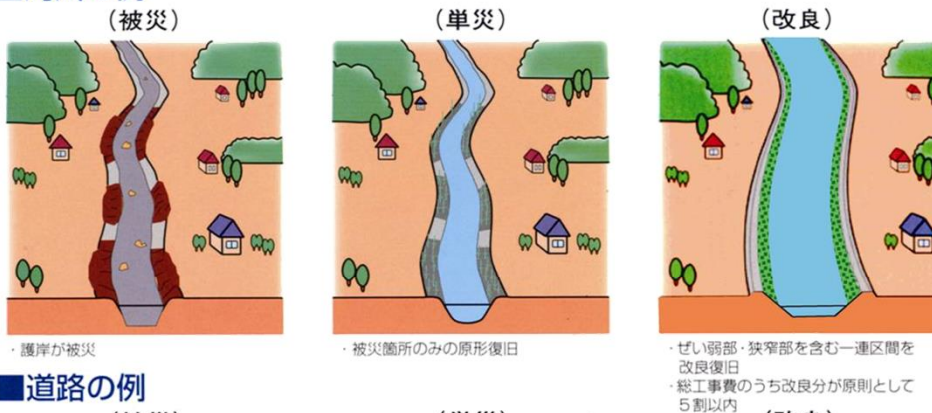
# 改良復旧事業（参考）

改良復旧事業とは、被災した河川施設の復旧とあわせて、築堤や河床の掘削等を行い、流下能力を拡大することで河川の氾濫を軽減する等、再度災害の防止と構造物の強化等を図るための事業。

（事業イメージ）

## 河川等災害関連事業

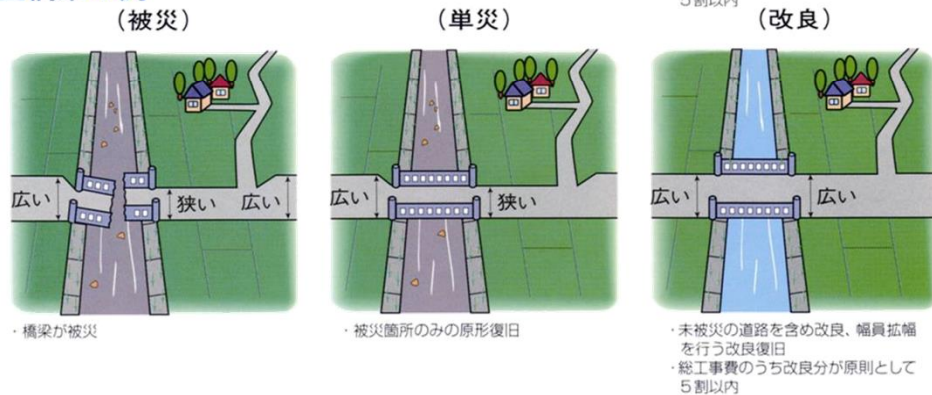
### ■河川の例



### ■道路の例

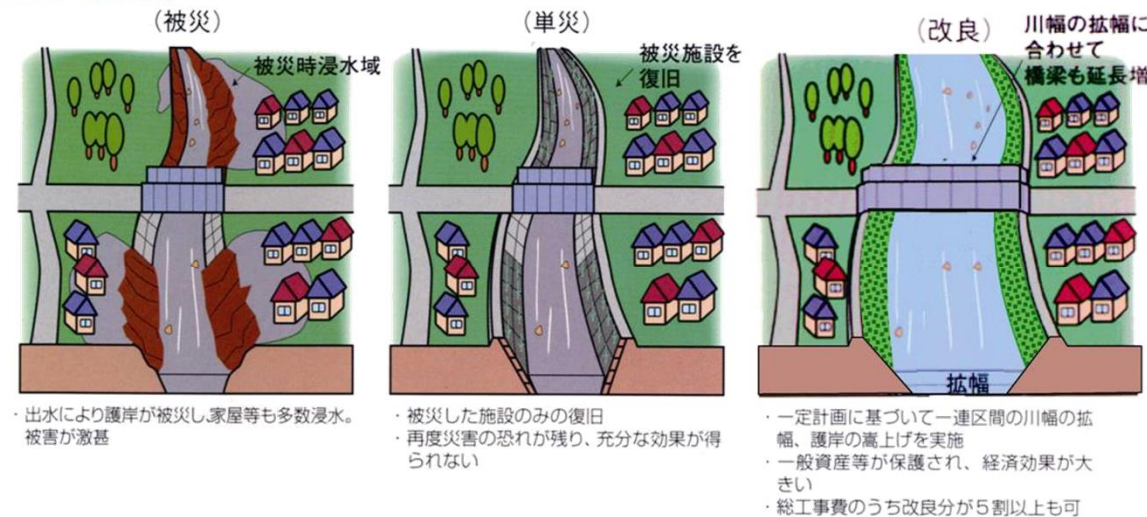


### ■橋梁の例

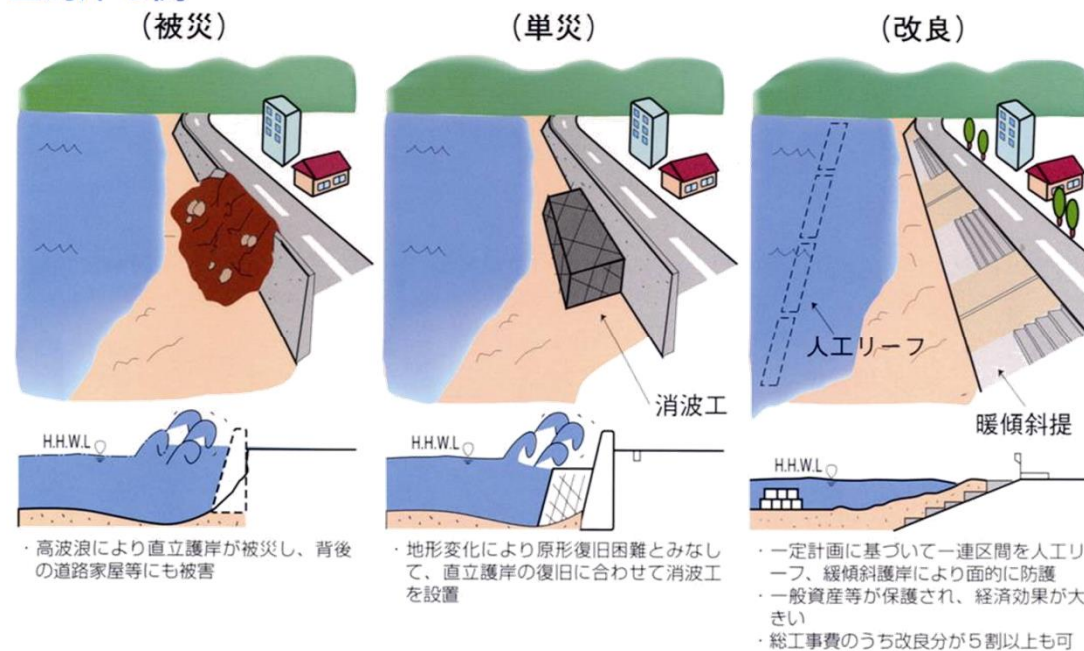


## 河川等災害復旧助成事業

### ■河川の例



### ■海岸の例





# 災害復旧事業の主な流れ

